

中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
 発行人 花井 圭子
 No. 132
 〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
 Tel. 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



2017生活底上げ・福祉強化キャンペーンの取り組み方針等を決定 第7回幹事会の開催

中央労福協は、7月24日に第11回三役会、同28日に第7回幹事会を開催し、2017生活底上げ・福祉強化キャンペーン取り組み方針や、奨学金制度改善に向けた第4ステージの取り組みなどを確認した。



中央労福協は、7月24日に第11回三役会、同28日に第7回幹事会を開催し、2017生活底上げ・福祉強化キャンペーン取り組み方針や、奨学金制度改善に向けた第4ステージの取り組みなどを確認した。

2017生活底上げ・福祉強化キャンペーンについては、5月の第6回幹事会において提起した骨格を基に具体化を図り、本幹事会で取り組み方針として提起し確認した。今後10～11月をコア期間として、以下の3つを全国共通テーマに、各地域の課題を折り込みながら展開していく。

- ① みんなで労働者自主福祉事業を利用し、共助の輪を広げよう!
- ② 生活・就労支援を地域で強化しよう!
- ③ “奨学金制度”のさらなる改善・拡充に向けて行動しよう!

今年度のポイントとして、労働者自主福祉事業の利用促進・共助拡大を最重点課題とした。銀行カードローンの過剰貸付による多重債務者の増加や各地で甚大な被

害をもたらしている豪雨災害から勤労者の財産を守るため、ろうきん・全労済をはじめとした福祉事業団体の各種制度・商品利用・相談の促進を図っていく。

また、奨学金制度改善では、本年9月から来年通常国会終了までを第4ステージとして設定し、2018年4月より本格実施される給付型奨学金制度を円滑にスタートさせ、更に拡充するよう軌道に乗せるとともに、日本学生支援機構法改正法の成立にあたり国会で採択された附帯決議の内容を確実に実行させることを目標にさらなる世論喚起を図っていく。



あいさつする中央労福協 神津里季生・会長

2017年度事業団体・地方労福協合同会議を開催

中央労福協は、7月25日、東京のホテルJALシティ田町にて、事業団体・地方労福協合同会議を開催した。



1日目の特別報告では、労働金庫協会の安藤・常務理事から「労働金庫が取り組む多重債務対策について」と題して報告があった。改正貸金業法の総量規制対象外となっている銀行カードローンが近年急増していることを受け、労働金庫が取り組む多重債務対策について報告、労金協会が制作したDVD「正しい金融知識で生活防衛～銀行カードローンの現状～」の上映も行われ、労働組合や労福協と連携した多重債務防止と解決の取り組みの理解を深めた。

続いて、各事業団体、各ブロック労福協からそれぞれ、この間の取り組みについて報告された。



続いて、IYC 記念全国協議会事務局長（JC 総研協同組合研究部長・主任研究員）の前田健喜さんから「持続可能な開発目標と協同組合の役割と期待」と題して講演を頂いた。協同組合の役割と取り組み、SDGsを含めた国際的な潮流、問題意識などを説明し、こうした協同組合の連携の中に、各地域の労福協が入っていくことで活動を広げていければと述べられた。

2日目には、2017年度の生活底上げ・福祉強化キャンペーンの取り組み、奨学金制度改善の第4ステージの取り組みの、素案についての意見交換が行われた。

第4回労働組合会議を開催

労働者自主福祉事業の利用促進強化と各組織の取り組み事例を共有

中央労福協は、7月20日、明治大学紫紺館にて、第4回労働組合会議を開催した。

冒頭、松谷副会長（座長）の進行、黒河副会長の挨拶で開会し、労働組合会議メンバーを確認し議事進行となった。第1部では、利用促進・共助拡大を目的に、労金協会より、「正しい金融知識で生活防衛～銀行カードローンの現状～」と題し、DVD視聴とあわせて多重債務への注意喚起を行った。続いて全労済より「全国のこの間の自然災害による被害状況」について報告がされ、住宅災害への備えについて呼びかけた。第2部では、各種報告ならびに意見交換として、①2017生活底上げ・福祉強化キャンペーン取り組み方針（素案）、②奨学金制度改善に向けた第4ステージの取り組み（素案）、③労働者自主福祉事業の利用促進、連携促進について意見交換を行った。特に、各組織における取り組み事例として、JP労組から「スマイルプロジェクト」について、全労金から「協同組織産別・単組シンポジウム」開催報告、その他として、自治労、日教組、紙パ連合から労働者福祉運動の研修カリキュラム化について報告がされた。この間の産別訪問活動の成果が伺えた。

最後に、南部副会長より、引き続きの労働者自主福祉事業への利用促進とあわせて、次年度においても訪問活動を実施し、各種要請を行いながら連携強化を図っていくことを全体で確認し閉会とした。



厚生労働省へ政策・制度要請を行う

中央労福協は政策・制度要請の一環として、7月27日、厚生労働省（古屋範子副大臣）への要請を行った。要請行動には関係事業団体の代表が参加した。

中央労福協は政策・制度要請の一環として、7月27日、厚生労働省（古屋範子副大臣）への要請を行った。要請行動には関係事業団体の代表が参加した。

冒頭、中央労福協の黒河副会長より要請書を手交し、続いて副大臣より主要事項の回答を受け、各事業団体から関係項目のポイントを説明、意見交換を行った。また、介護労働者の処遇改善の要望に加え、非正規労働者の処遇改善へ向けて、引き続き最低賃金を大幅に引き上げるよう、強く要望した。

古屋副大臣は初めに協同組合支援に関する回答の中で、生協の地域社会での存在感に触れ、協同組合は重要性を増しており、税制も含め引き続き支援の努力をしていきたいと述べた。

続いて生活困窮者自立支援制度について、出席団体の事業受託への謝辞があり、国庫補助率の引き上げ等も含め、次期見直しに向けて審議会等で議論を進めたいと述べた。

中小企業勤労者福祉サービスセンター（中小SC）につ

いては、全福センターの野寺会長が全国の現況と経緯を説明し、副大臣からは中小企業の福利厚生の状況について実態調査を行う予定であり、中小SC事業にどのような取り組みが可能か検討を行いたいと回答した。

また、協同労働の協同組合法については、成立の暁にはしっかりと支援をしていきたいと述べた。

最後に古屋副大臣は、引き続き中央労福協や加盟団体との関係を大切にしていきたいと強調した。



ブロック会長・事務局長会議を開催

中央労福協は8月3日、青森市で2017年度ブロック会長・事務局長会議を開催した。

会議には神津会長のほか北部から南部まで全国5ブロックの会長・事務局長が出席し、今秋の「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」、奨学金制度改善・第4ステージの取り組みなどについて意見交換を行った。

神津会長は、直近の豪雨災害へのお見舞いを述べ、この間の情勢報告ののち、各ブロック会長とも運動の認識を共有して取り組みを進めていきたいと挨拶した。

開催地の北部労福協・内村会長は、東北では6年前の東日本大震災が、除染・高台移転・陸地嵩上り約9万

人の避難者、人口減少など大きな課題として残されていると述べ、社会の共助システムが求められていると挨拶した。

意見交換では、キャンペーン、奨学金問題のほか、2018～2019年度活動方針、ライフサポート「地方労福協アンケート」の実施、今後の海外視察のあり方などについて、率直な意見交換を行い、高校生も含めた教育費負担の問題、世論への今後の働きかけ、地域における労働者福祉事業の利用促進の具体的なイメージなどの意見が交わされた。

大阪で「新公益法人制度に関する研修・情報交換会」を開催

中央労福協は、8月1日大阪において、講師に関口邦興税理士と小倉秀夫税理士を迎え、「新公益法人制度に関する研修・情報交換会」を開催した。会議には、13法人から21名が参加した。

事前のアンケート調査の結果から、運営上の課題が残る法人があることなどを考慮し、今年度は研修に重点を置いた研修・情報交換会とした。

また、一般社団・財団と公益社団・財団の制度や税制等の内容が異なることから、今年初めて大阪で分科会を設けた。

講師からの「制度と運営」、「会計」、「税制」の各講義では、具体的な事例を交えながら説明され、参加者からは、理事会での代表理事の職務執行状況の報告の仕方や、定款で定める公告の内容等について質問が出された。

また、その後の分科会においては、一般社団・財団の部では、会館所有法人等における特別の利益の考え方、公益目的支出計画終了後の会計の扱い等について、公益社団・財団の部では、収支相償を満たしていない場合の対応方法や、みなし寄付金の取扱い等につ

いて質問が出され、意見交換が行われた。

今回は、8月30日に東京で、さらに3回目として1回目、2回目に参加できなかった法人などを対象に10月16日東京で開催する予定である。



連合「奨学金制度の拡充を求めるシンポジウム」を開催

連合は7月24日、全電通労働会館 多目的ホールにて「奨学金制度の拡充を求めるシンポジウム」を開催した。

はじめに、東京大学 大学総合教育研究センターの小林雅之・教授より「給付型奨学金制度導入後の課題」と題して課題提起がされた。小林教授は、従前の貸与型（ローン）だけでは学生支援としては不十分であり、2017年4月の給付型奨学金制度の導入は画期的であると評価した。また、教育費の無償化については、我が国の高等教育費を公費で負担することへの国民の理解は依然として不十分である、と指摘した。続くパネルディスカッションでは、小林雅之教授、中央労福協の花井圭子・事務局長、政労連（支援機構労組）の田村史生・中央執行委員、神奈川県高等学校教職員組合の富貴大介・執行委員が登壇し、給付型奨学金制度の拡充に向けた各組織の取り組みや課題についてディスカッションが行われた。特に、富

貴氏からは4月以降学校（高校）現場で生じている問題として、選考に伴う教員の業務負担の増加や学校毎の給付型対象定員数の齟齬などが報告された。



連載②⑥ 二〇一七年八月

鈴木文治と野坂参三く協同組合外伝⑤ 友愛会総同盟に集った人々

戦後、共産党議長になった野坂参三が、一九一七（大正六）年、慶応大学卒業と同時に友愛会初の有給書記となったことはあまり知られていない。在学中から友愛会の賛助会員となり、鈴木文治や賀川豊彦との交流が始まると同時に、友愛会の機関誌「労働及産業」の編集を手伝うようになった。そして、大正七年には早くも友愛会出版部長に就いている。しかし、翌八年に英国へ留学することになったため、平澤計七（前号参照）が後任の出版部長になった。留学に際して鈴木文治は友愛会の「特派員」という資格を与え、七月八日、寄留していた兄の地元神戸での送別会には、賀川豊彦も参加して激励している。英国で野坂参三は英国共産党の影響を受け、共産党主催の集会に参加し演説するまでになる。そのことで英当局から国外退去を命じられ、仏・独・露を回って大正十一年三月、二年半ぶりに帰国したのであった。

それでも帰国後の野坂参三を、鈴木文治は友愛会から名称を変えた総同盟の調査部長に起用している。また、大阪連合会会長で戦後民社党委員長となった西尾末廣とは、上京時に野坂参三の家に泊まつていくぐらい親しい関係にあった。大正一二年六月、当時非合法だった日本共産党にかかわったとして検挙された時でも、総同盟主事の松岡駒吉は「総同盟は共産主義、組合主義、無政府主義、何でもござれ思想は自由であるから、別に組合員に制限はない」と擁護している。こうした関係は、大正一四年の総同盟第一次分裂の時まで続いた。その後、野坂参三は第二次世界大戦が終わるまで、ソ連・中国で過ごすことになる。

鈴木文治は、戦後初の衆議院選挙期間中の一九四六（昭和二十一年）三月十二日に急逝した。仙台で営まれた葬儀には、帰国したばかりの共産党の野坂参三も駆けつけ、弔辞を読んだことが記録に残されている。思想的に袂を別つたとはいえず「彼が友愛会をつくったことの歴史的な意義を、かつても、今も変わりなく評価している」と自著に書き残している。

大正年間の友愛会総同盟には、実に様々な考えを持つ人々が集い、激しい議論を繰り広げながら労働運動を牽引していた事実を、忘れないようにしたいものだ。（高橋均）